

第25回参議院議員通常選挙 投票日 7月21日(日)

■投票日に仕事や旅行などの予定がある方は、期日前投票をすることができます。

期日前投票所	期日前投票期間	期日前投票時間
別海町役場庁舎103・104号会議室	7月5日(金)から20日(土)	午前8時30分から午後8時00分 ※土曜日、日曜日、祝日も開場しています。
東 公 民 館	7月13日(土)	午前8時30分から午後6時00分
西 春 別 ふ れ あ い セ ン タ ー	7月14日(日)	

■尾岱沼地区および西春別地区に期日前投票所を設置します。

期日前投票利用者の増加に伴い、第25回参議院議員通常選挙において、試行的に期日前投票所を増設します。投票区にかかわらず、どなたでも投票することができますので、ご活用ください。

●尾岱沼地区 東公民館 7月13日(土) ●西春別地区 西春別ふれあいセンター 7月14日(日)

投票時間は、どちらも午前8時30分から午後6時00分までです。

問合せ／選挙管理委員会(内線2710～2712)

建物の新築・解体していませんか？

税務課から



固定資産税は、毎年「1月1日」現在の固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者に対してかかる税金です。年の途中で住宅、店舗、倉庫などの建物を新築、増築をした場合、または大雪でつぶれた建物などを解体した場合は、下記担当まで連絡をお願いします。

居住や使用をしていない家屋も、解体しなければ固定資産税が課税されますのでご注意ください。

固定資産税が課税される建物の参考例

- ①柱が地面に埋め込まれている倉庫、車庫、畜舎
 - ②地杭(束石)の倉庫、車庫
 - ③ガスや水道等の備わったコンテナハウス
- ※①から③までの建物で、中古材を使用または手作りで建築された建物も固定資産税が課税されます。

固定資産税に係る現地調査について

地方税法に基づき、税務課職員が家屋の新築、増築または解体状況を確認するため、毎年町内を巡回して現地確認をしています。職員が伺った際には、敷地内の建物の新築・増築の有無、建物の状態を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

問合せ／課税担当(内線1114)

町税の徴収の強化について

町税の納付は、法令等にのっとり、納期内納税を原則としています。「催告に応じない」「滞納したまま納税相談がない」「誓約を守らない」滞納者には、納期内納税している方との公平性を確保するため、預貯金、給与、生命保険などの財産調査および差し押さえを随時執行しています。

納付が困難な場合は必ずご相談ください

本年度の債権調査と差押件数

- 債権の調査 459件
 - 債権の差押 20件
- (令和元年5月末現在)

問合せ／収納対策担当(内線1115・1116)

令和2年度 根室管内町職員 採用資格試験のお知らせ

1 試験区分および採用予定人員

各町の試験区分および採用予定人数は各町ホームページを確認するか、下記までお問い合わせください。

2 受験資格

一般事務職

- ①初級試験 短大卒業程度および高校（専門学校を含む）卒業程度の学力を有し、平成8年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方
- ②上級試験 大学卒業程度の学力を有し、平成4年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方

3 試験方法

一般事務職 教養試験、作文試験（初級）、論文試験（上級）、事務適性検査

4 試験日・会場

日 時 令和元年9月22日(日) 午前9時から
会 場 中標津町役場

5 受付期間・申込先

令和元年8月2日(金)までに応募先の町役場へ指定の申込用紙を提出してください。

※受付時間は午前9時から午後5時までです。(土・日曜日および祝日は受け付けできません。)

※郵送の場合は、令和元年8月2日(金)までの消印があるものに限りです。

6 問合せ

各町役場総務課

別 海 町（人事厚生担当）TEL0153-75-2111

中標津町（職 員 係）TEL0153-73-3111

標 津 町（職員担当係）TEL0153-82-2131

羅 臼 町（職員担当係）TEL0153-87-2111

根室町村会 TEL0153-22-2369

※令和2年度根室管内町職員採用資格試験公示日が令和元年7月1日のため、現在確認している情報を掲載しています。

ご迷惑をお掛けしますが、詳細やご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

問合せ／人事厚生担当 TEL 75-2111（内線2114）

町ホームページ
検索キーワード

正職員採用情報

Q 検索

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

平成30年度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度の運用状況（平成31年3月31日現在）

1 情報公開の状況

区 分	公開の請求	処理の状況		
		全部公開	部分公開	その他
件数	4件	1件	3件	0件

3 情報公開の実施機関別内訳

区 分	件 数
町 長	4件
そ の 他	0件
合 計	4件

2 情報公開の請求者別内訳

区 分	人数
町内に住所を有する者	3人
町内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	0人
その他上記以外のもの	1人
合 計	4人

4 不服申立ての状況

非公開の決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはありませんでした。

個人情報保護制度の運用状況（平成31年3月31日現在）

1 自己情報の開示請求の状況

区 分	開示の請求	処理の状況		
		開示	部分開示	その他
件数	2件	1件	0件	1件

3 不服申立ての状況

非開示の決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはありませんでした。

2 開示請求の実施機関別内訳

区 分	件 数
町 長	2件
そ の 他	0件
合 計	2件

問合せ／総務行政担当（内線2111～2113）

町長の 資産等を公開 します

「政治倫理の確立のための別海町長の資産等の公開に関する条例」に基づき、町長の資産等を公開しています。

なお、平成30年12月31日現在で保有している資産等について新たに作成した資産等補充報告書等の閲覧開始日は、令和元年7月1日(月)からです。

■閲覧受付・閲覧場所 役場2階 総務課窓口

問合せ／総務行政担当（内線2111・2118）

夏の交通安全運動



7月11日(木)から20日(土)までの10日間、夏の交通安全運動を実施します。

交通ルールとマナーを守り、安心安全なまちを目指しましょう。

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）

重点項目

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 子どもと高齢者の交通事故防止
- 3 スピードダウンと居眠り運転の防止

飲酒運転を根絶しましょう

観光や夏型レジャー等での外出や、お酒を飲む機会が増える時期となりました。

車を運転する際は、絶対に飲酒をせず、お酒を勧められても断りましょう。飲酒をした翌日に、二日酔いの状態で運転した場合、体内に残っているアルコール濃度によっては飲酒運転となりますので、お酒が抜けていないと感じたときは運転を控えましょう。

自動車で友人や知人と飲食店などへ行く際は、お酒を飲まない方（ハンドルキーパー）を決め、その方が運転するようにしましょう。

また、飲酒運転は周囲の方にも厳しい罰則が設けられています。

「飲酒運転をしない、させない、許さない」
を合言葉に、飲酒運転を根絶しましょう。

問合せ／防災・交通担当
（内線2116・2117）

■飲酒運転の罰則例

状 態			刑 罰	違反点数
酒酔い運転			5年以下の懲役または100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	呼気1ℓ中のアルコール濃度	0.25mg以上	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	25点
		0.15mg以上		13点
		0.25mg未満		

状 態		刑 罰
車両提供者	運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類の提供車両の同乗者	運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役または30万円以下の罰金



特殊詐欺に注意しましょう

近年、架空請求などの特殊詐欺が増加しており、詐欺の文書が、はがきではなく封書で送られるなど、その手口は巧妙さを増してきています。

封書には「重要」と書かれ、内容は受け取った方に不安を与えるものとなっています。

このような封書が届いた場合は、相手方に電話をせず、警察に相談しましょう。

問合せ／防災・交通担当
（内線2116・2117）

実際の封書



封書の内容

総合消費料金に関する 新設最終告知のお知らせ

平成30年9月28日

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されている契約会社、ないしは組合会社から契約不履行による民事訴訟として、訴訟が提起されたことをご通知致します。

貴方より「貴方より下げ最終期日」を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、取立側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの元、即ち差し押さえ及び、動産、不動産の差し押さえを強制的に執行されていきますので貴方に執行官による執行証書の交付を希望していただくようお願い致します。

貴方より下げなどのご相談に関しては当所にて受け付けておりますので、職員までお問合せ下さい。

なお、書面での連絡となりますのでプライバシー保護のため、ご本人様からご確認いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日：平成30年10月1日

消費生活センター 国民生活相談センター

東京都千代田区豊が丘1丁目1番3号

取り下げ等のお問合せ窓口

受付時間 9:00~17:00 土日、祝日除く